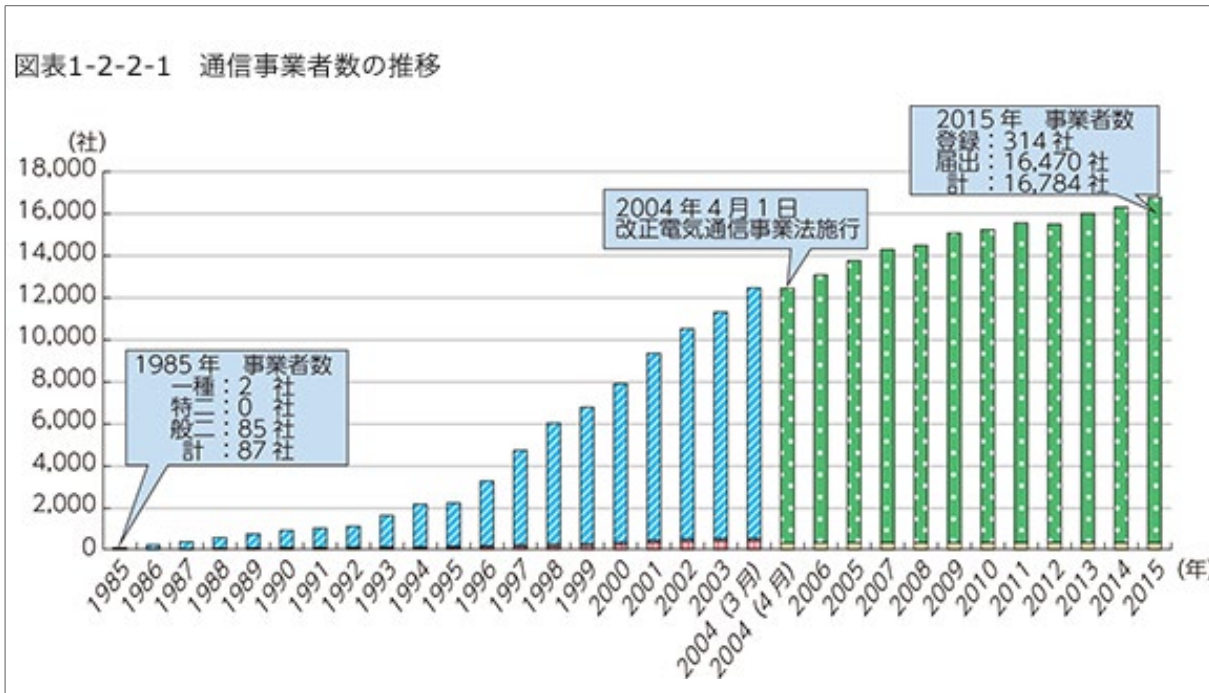


情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
通信政策特別委員会 ユニバーサルサービスWG(第7回)  
事業者ヒアリング ご説明資料

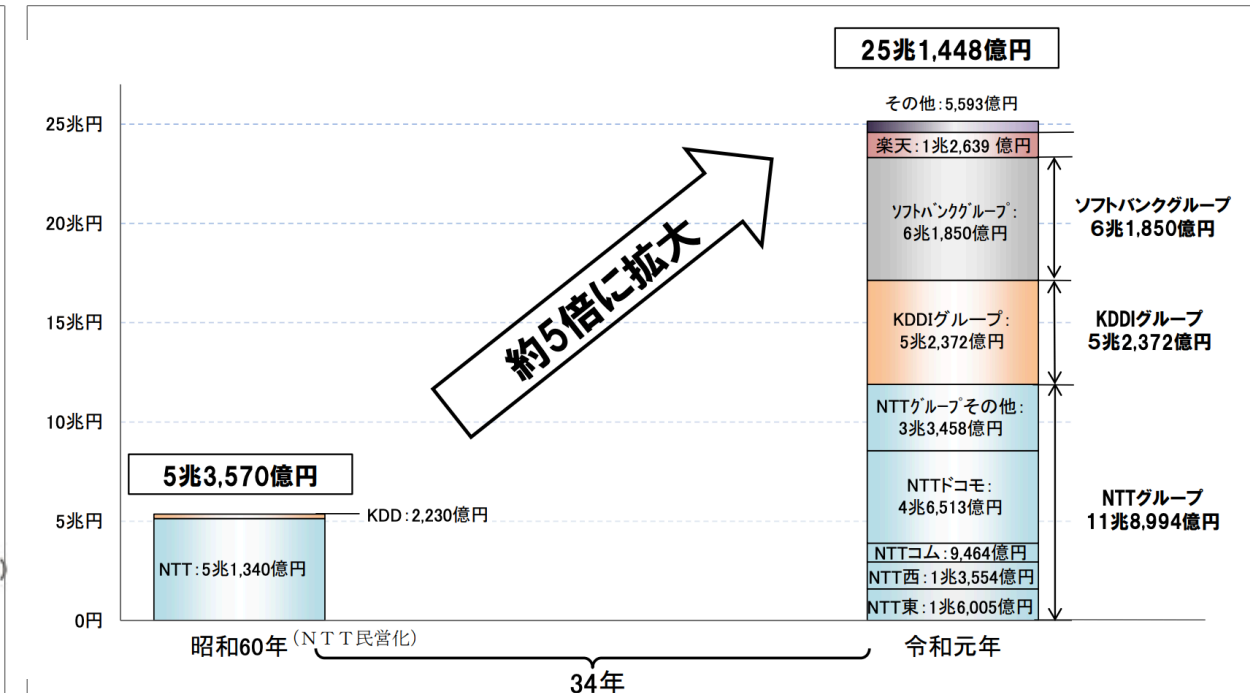
2024年5月17日  
ソフトバンク株式会社

# 競争促進の重要性

## 電気通信市場は、通信の自由化以降の競争により大きく成長



### 様々な電気通信事業者の参入



### 市場規模の拡大

利便性向上・確保(料金低廉化・提供地域拡大等)は競争での解決を最優先し、  
**規制は競争を補完するものとして必要最小限**であるべき



**公正競争**

利便性向上・確保は競争での解決が最優先



**規制**

競争を補完するもの



ユニバーサルサービス制度の見直しにおいても  
**「競争のみでは維持困難な国民生活に不可欠な通信サービスの確保」**という視点で  
**過剰・不適切な規律とならないよう十分に留意すべき**

成り立ちを踏まえたユニバーサルサービス制度のあるべき姿

# ユニバーサルサービス制度の構成

ユニバーサルサービス制度は、**電気通信事業法**・**NTT法**の規定で構成されるもの  
それぞれ成り立ちが異なることを踏まえ、区別して整理が必要

1985年

2002年

## (1)事業法におけるユニバーサルサービス制度

国民生活に不可欠なサービスを維持するための規定

(基礎的電気通信役務、適格電気通信事業者、支援機関等)

## (2)NTT法におけるユニバーサルサービス制度

電電公社の線路敷設基盤等を承継する特殊会社としての責務等の規定

(ユニバーサルサービス責務等)

# (1)電気通信事業法におけるユニバーサルサービス制度

2種類の基礎的電気通信役務が存在するが、  
サービス提供の維持が困難となった不可欠サービスの交付金支援が主目的

## 第一号基礎的電気通信役務



加入電話・公衆電話・緊急通報

対象役務

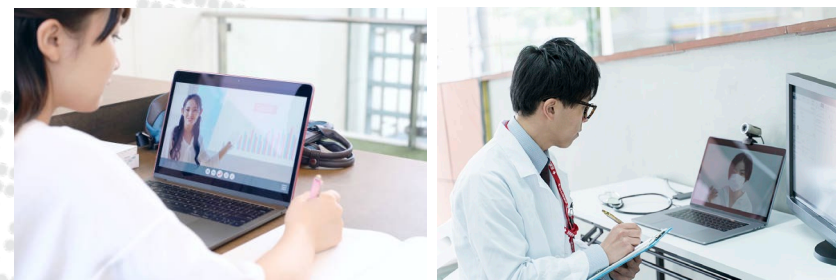
制度導入  
背景・契機

開始時期  
(交付金運用)

採算地域での競争が進み、  
NTTの内部相互補助による不採算地域  
でのサービス維持が困難となったこと

2007年

## 第二号基礎的電気通信役務



FTTH・CATV(HFC方式)  
ワイヤレス固定BB(専用型)

人口減少に伴う利用者数減少等の理由から  
ローカル事業者の採算性が悪化し、  
地方サービス維持が困難となりつつあること

Society5.0等で示される  
目指すべき社会で不可欠とされたこと

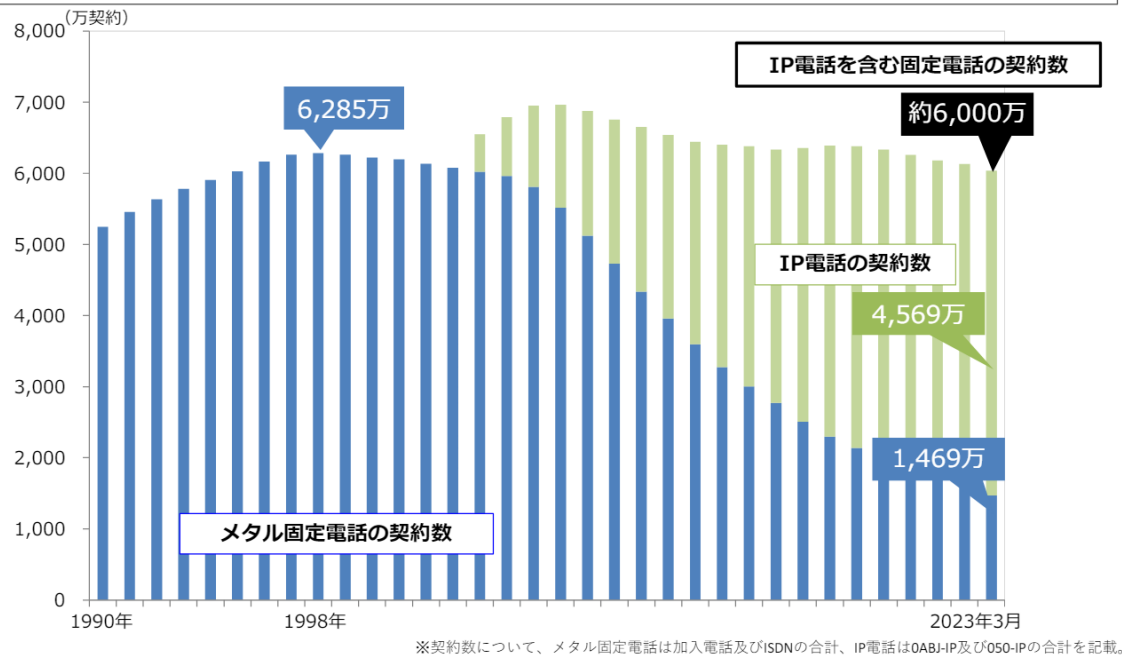
2026年 (想定)

# 電話の扱い

メタル固定電話の利用者数は減少するも、光IP電話を含む固定電話のニーズは存在

**メタルから光ファイバへの移行を丁寧に行うため、  
NTTのメタル縮退計画を踏まえた利用者本位の制度措置が必要**

- **メタル固定電話は、ピーク時（1998年）の約6,300万契約から約1,500万契約に減少。**
- **IP電話を含む固定電話全体は約6,000万契約であり、固定電話のニーズは引き続き存在。**



出典：通信政策特別委員会ユニバーサルサービスWG 第1回 事務局資料P8（2024年1月31日）

## 1. 今後のユニバーサルサービスに関する当社の基本的考え (1) モバイルを軸としたユニバーサルサービスへ



### ■ 今後のユニバーサルサービスは、モバイルを軸とした体系に見直すべき。

✓ コミュニケーションはモバイルが中心（2.1億契約、人口カバー率99.99%）であり、音声に加え、メッセージサービス（「LINE」や「+メッセージ」等）も非常に重要なツール。

✓ 加えて、災害時においては、モバイル（音声・メッセージサービス）の重要性がさらに増大。  
能登半島地震においても、避難所等の自宅以外でコミュニケーションを取ることが重要であり、通信インフラの復旧にあたっては、NTT西日本は重要回線およびMNO各社のモバイルの復旧を最優先に対応。

### ■ 固定電話の利用は大幅に減少、コスト効率が悪化する中、2035年度を目途にメタル設備は縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難。

出典：通信政策特別委員会ユニバーサルサービスWG 第1回 日本電信電話株式会社殿資料P2（2024年2月22日）

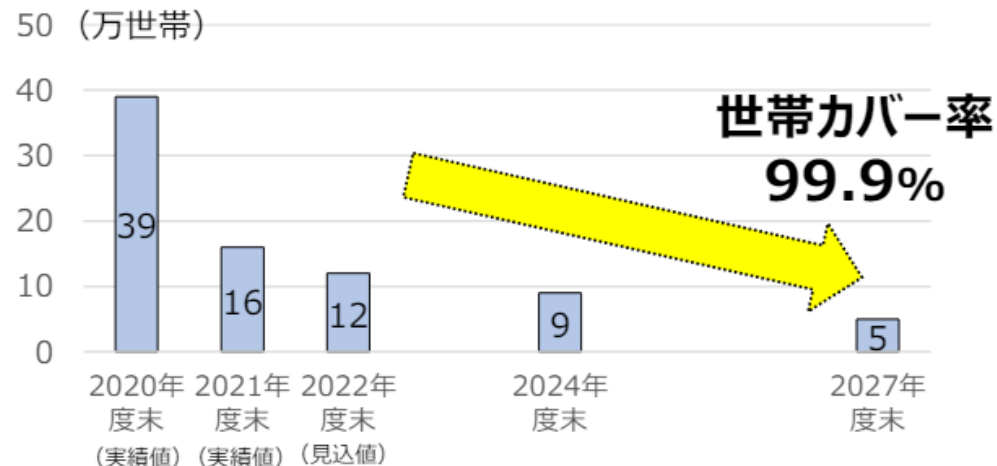


# 電話の扱い（光ファイバの整備を踏まえた検討）

光ファイバの世帯カバー率99.9%（2027年度末）が政策目標であり  
今後交付金の運用が始まる第二号基礎的電気通信役務もその一翼を担う  
今後の電話の扱いは、**これら政策・制度を踏まえた設計とすることが合理的**

## <光ファイバーの整備方針>

### 未整備世帯数



## (1) 固定ブロードバンド（光ファイバ等）

### 現 状

【目標】世帯カバー率 **99.9%**（2027年度末）

【進捗】世帯カバー率 **99.7%**（2021年度末）

※ 2022年度末時点で99.8%見込み

● 補助金（高度無線環境整備推進事業）の活用等による整備促進等

● 不採算地域においてブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度の創設等**を内容とする改正電気通信事業法が成立（2022年6月公布、2023年6月施行予定）

出典：デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）（2023年4月25日）



# 電話のユニバーサルサービスのあり方

固定電話は、光ファイバの世帯カバー率99.9%を見据え、  
**固定ブロードバンドの付加サービスとして保障**すべく制度設計すべき

## 現在の電話のユニバーサルサービス

第二号  
基礎的電気通信役務



第一号  
基礎的電気通信役務



光ファイバ

メタル

線路敷設基盤

## 将来の電話のユニバーサルサービス

第二号  
基礎的電気通信役務

第一号  
基礎的電気通信役務



付加

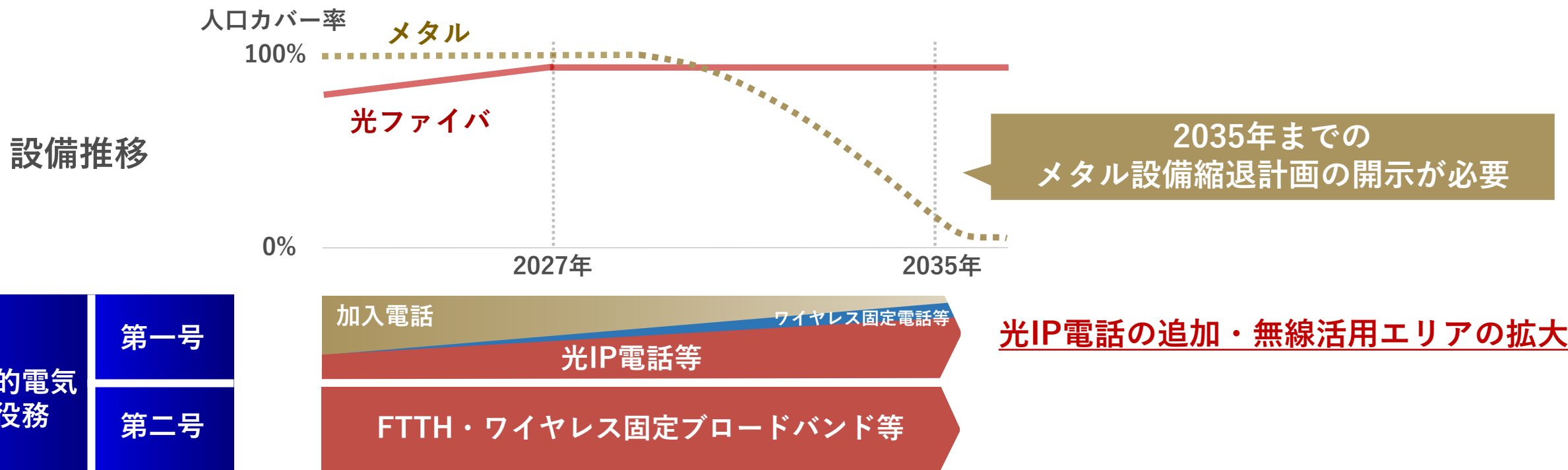


光ファイバ

線路敷設基盤

# メタルから光ファイバへの移行（事業法の規律）

効率的な提供に向け無線を活用しつつも、  
**ユーザの利便性確保**（加入電話から代替サービスへの丁寧な移行等）のための措置が最優先



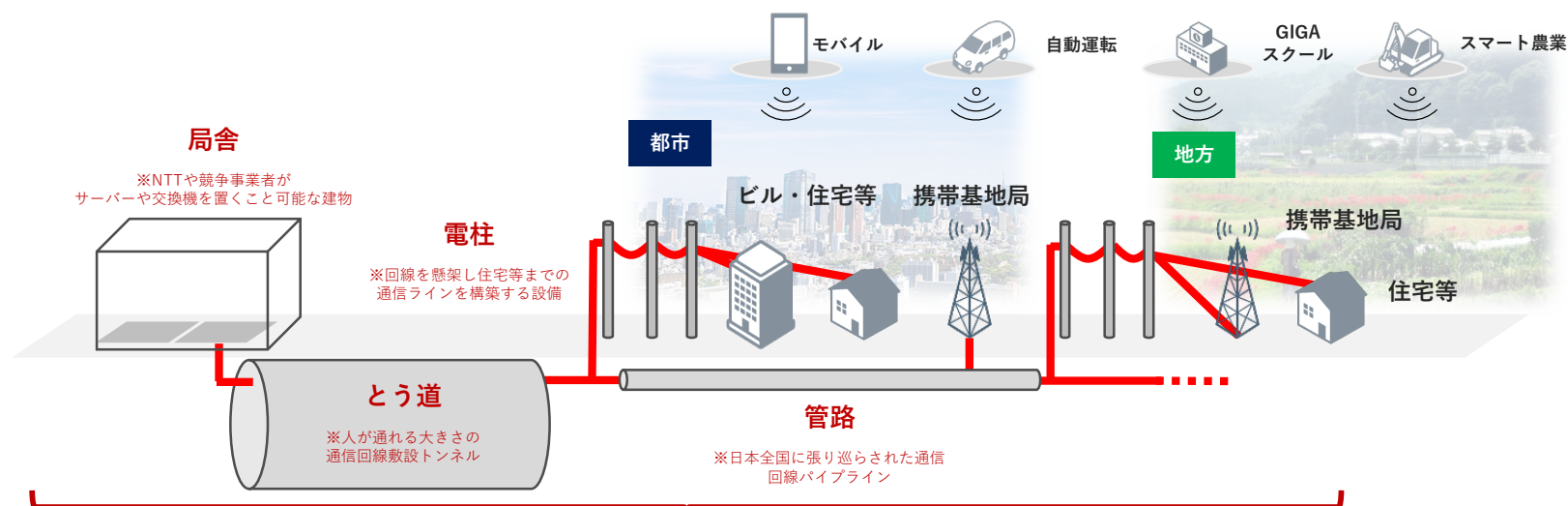
(1)  
 基礎的電気  
 通信役務

第一号

第二号

## (2)NTT法におけるユニバーサルサービス制度

電電公社から線路敷設基盤等を独占的に承継した特殊性に伴い、  
特殊会社としてのNTTに全国的なサービスの提供を責務として保障させたもの



### 【特別な資産】



土地  
約17.3km<sup>2</sup>

東京ドーム  
約370個分



局舎  
約7,000ビル

全国交番の数  
(約6,000)を上回る



とう道  
約650km

東京の地下鉄  
総延長の約2倍



管路  
約60万km

地球  
15周半

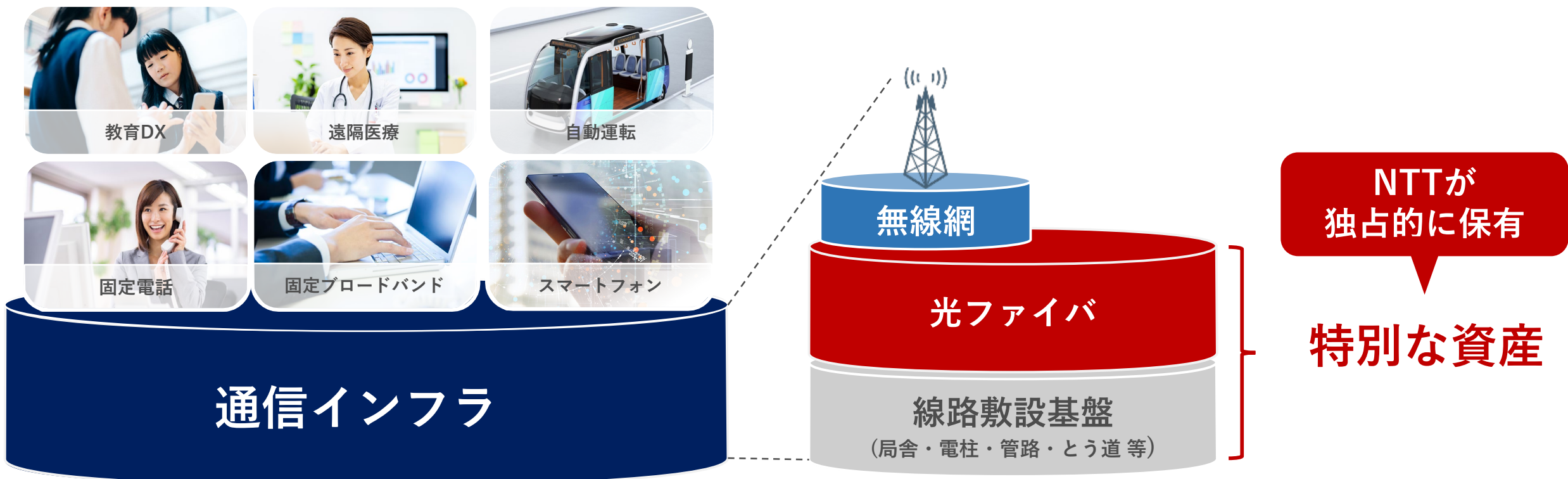


電柱  
約1,190万本

国民  
10人に1本

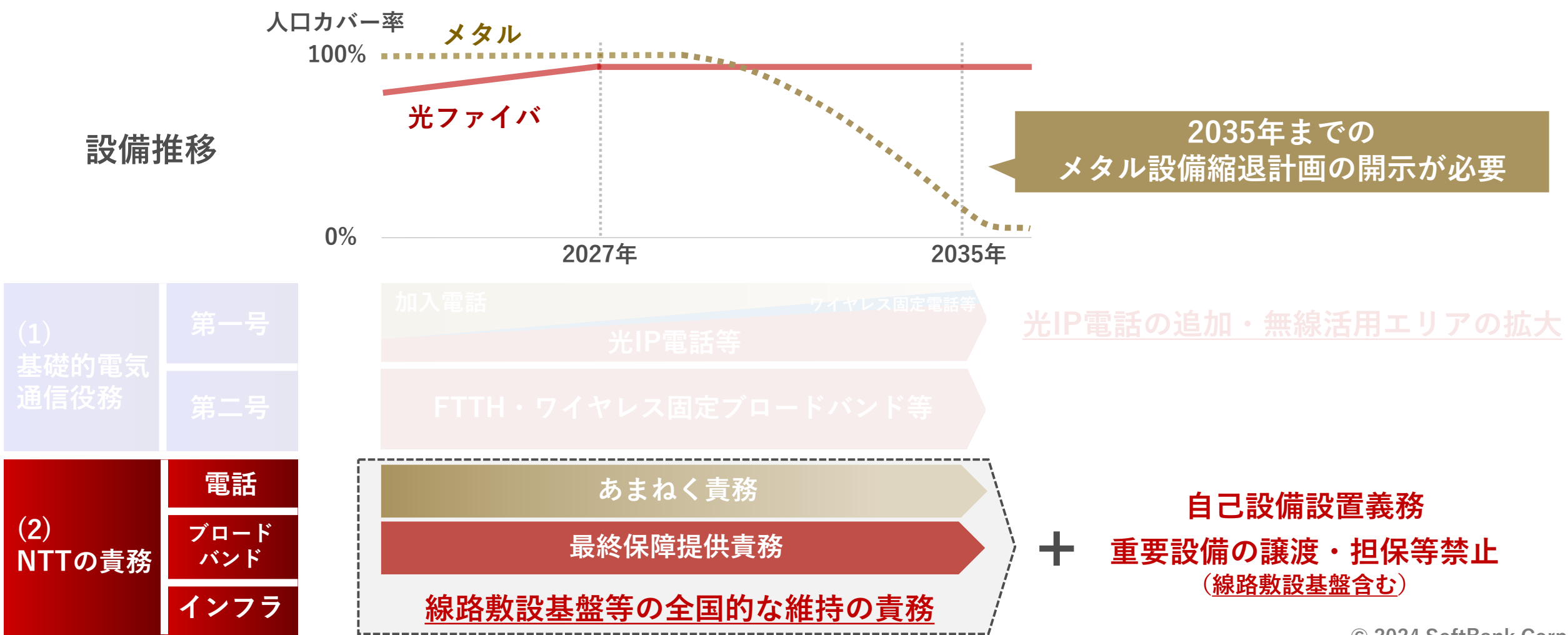
# 責務のあり方

固定電話に加えてブロードバンド・モバイルが全国的に普及するも、  
**NTTが公社から承継した「特別な資産」へ依存する構造は不変**  
**NTTは引き続き特殊会社として公的な役割・必要な責務を担うべき**

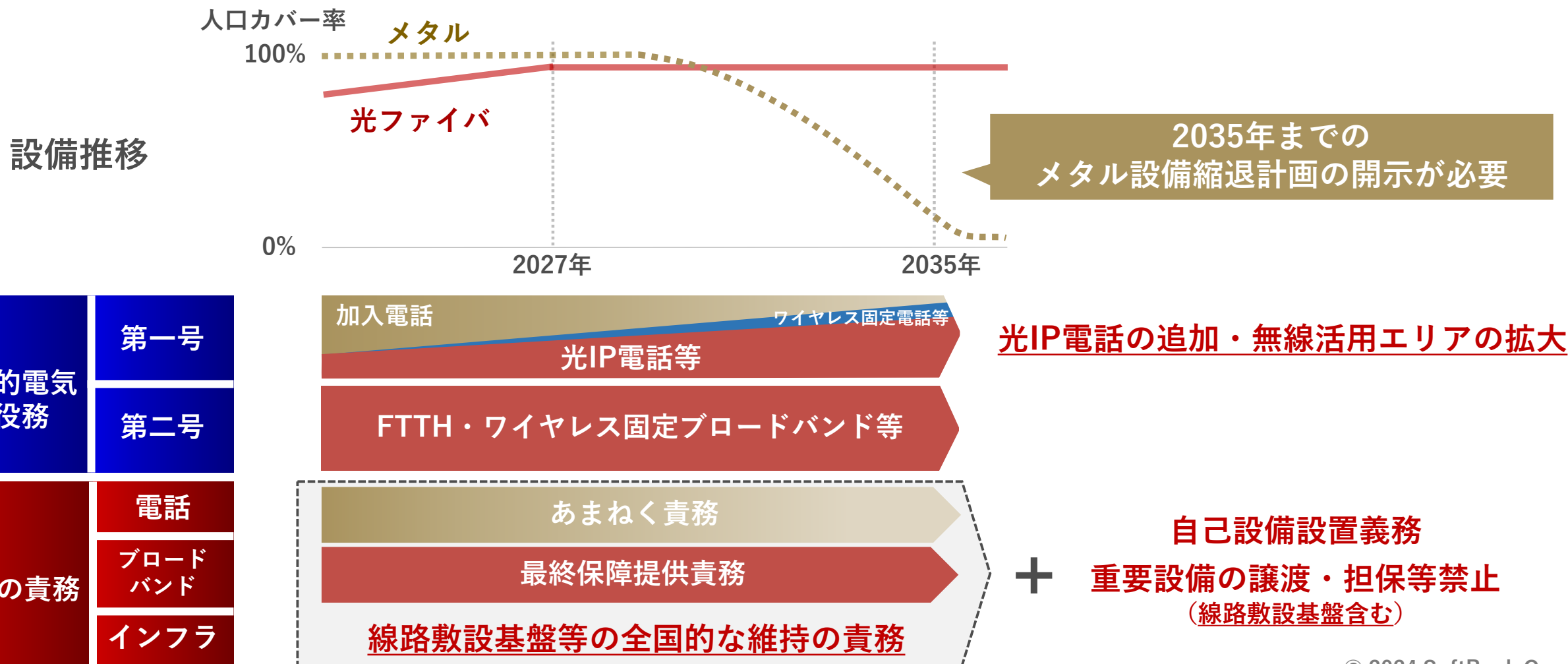


電話については当面はあまねく責務を維持

加えて、全国の「特別な資産」含むインフラを明確に保護する規律が必要



## メタルから光ファイバへの移行に伴う制度整理イメージ（主なもの）





メタルから光ファイバへの移行に伴う制度整理イメージ（主なもの）

事業法

施行規則 第14条の1

✓ 光IP電話（固定ブロードバンドの付加サービスとしてのものを含む）を第一号基礎的電気通信役務に追加

※第一号基礎的電気通信役務のうち上記に限り、各種義務は第二号基礎的電気通信役務と同等とすることを検討（保障契約約款等）

NTT法

法 第2条（事業）

✓ 線路敷設基盤及び基幹インフラ網（光ファイバ網）の維持・提供業務を地域会社に追加

法 第3条（責務）

- ✓ 電話のあまねく提供責務に加え、線路敷設基盤及び基幹インフラ網（光ファイバ網）の維持・提供責務を地域会社に追加
- ✓ 固定ブロードバンドの最終保障提供責務を地域会社に追加

法 第14条  
（重要な設備の譲渡等）

✓ 線路敷設基盤の譲渡・担保等制限を追加

施行規則 第2条の2

✓ ワイヤレス固定電話の提供可能条件を一部緩和



## モバイルの扱い

## 競争を通じて全国的なサービス提供が確保されている状況

## 人口カバー・不感地域の推移 (令和4年度時点)

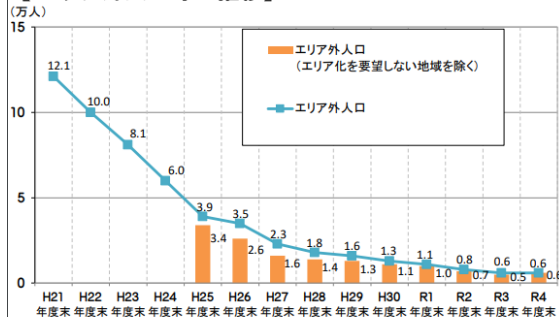
事業者間の競争によって人口カバー率は99.99%  
(エリア外人口は約0.6万人)

携帯電話を利用できない不感地域の状況について(令和4年度末現在)

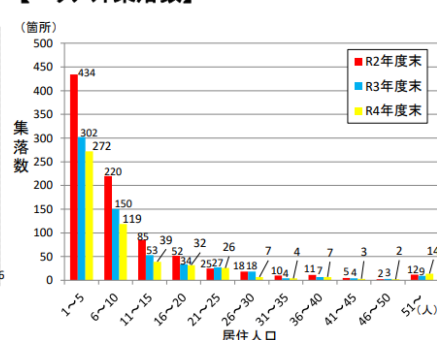
- 携帯電話のサービスエリアの居住人口の割合(人口カバー率)は99.99%。
- 携帯電話のサービスエリア外の居住人口(エリア外人口)は全国で約0.62万人。  
エリア化を要望しない地域を除くと約0.6万人。
- エリア外集落は525箇所。居住人口10人以下の集落が全体の74.5%。  
エリア化を要望しない集落を除くと468箇所。

(注) エリア外人口とは、令和2年国勢調査人口を基礎とし、令和4年度末時点で自治体に対して実施したサービスエリア外地域の現状調査の結果。

【エリア外人口等の推移】



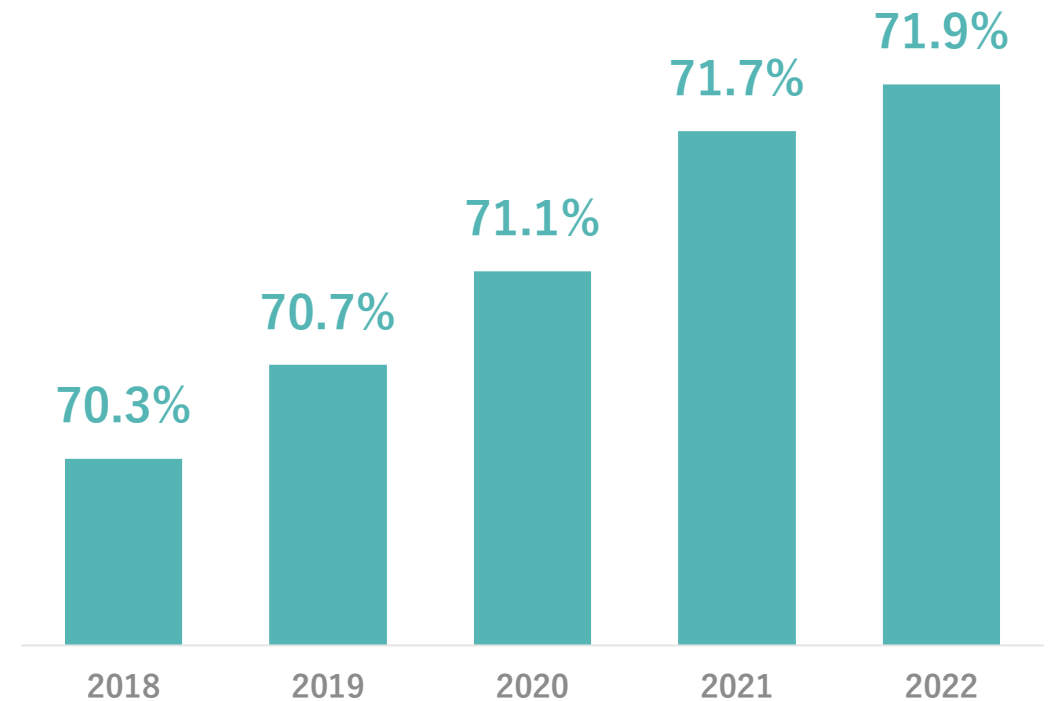
【エリア外集落数】



出典：「携帯電話を利用できない不感地域の状況について(令和4年度末現在)」

## 当社面積カバー率の推移

当社の面積カバー率は拡大の一途



© 2024 SoftBank Corp.

## 第4回WGにて、国民の負担増大・補填の必要性等の観点から、 **モビリティの確保**（移動範囲の個人利用）は**範囲に含めない旨整理済み**との認識

### 第3回WGでの当社主張（※詳細は当社プレゼン参照）

携帯電話・モバイルブロードバンドは、  
ユニバーサルサービスとしての指定は考えにくい

1. 担保措置は必要最小限であるべき
2. モバイルを指定することの政策的メリットの欠如
3. 災害時の利用の多寡と指定の有無は異なる
4. NTNについて指定化の是非を論じるのは尚早
5. モバイルを軸としたユニバーサルサービスは、国民や地方ではなく、NTTファーストとなる懸念

### 第4回WG 事務局資料

ユニバーサルサービスとして保障すべき利用形態 1

検討課題 1：固定地点・世帯利用 ↔ 移動範囲・個人利用

- ユニバーサルサービスとしては、引き続き①を保障すべきか。①に加えて、②も保障すべきか。
- ① 固定地点での世帯利用※1 [現行] ※1 法人利用を含む
- ② 移動範囲での個人利用※2

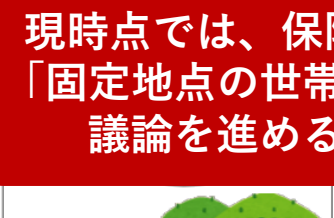
検討の視点：政策目的／コストミナム／利用実態／諸外国の動向 等

※2 モバイルサービス(※3)が提供  
※3 携帯電話サービス及びBWAサービスを指す。なお、特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス(ワイヤレス固定電話及びワイヤレス固定ブロードバンド(専用型／共用型))は、含まない。  
・ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)：固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供されるもの  
・ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)：固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線(携帯電話網)を用いて提供されるもの

① 固定地点・世帯利用



② 移動範囲・個人利用



現時点では、保障範囲として「固定地点の世帯利用」前提で議論を進めるとの結論

# 無線技術活用の課題

ユニバーサルサービスの効率的な提供のための無線活用は否定しないが、面的カバー拡大による利便性確保を主とするモバイルサービスの設計上、実効速度の確保以前に、固定拠点を漏れなくカバーすることが困難

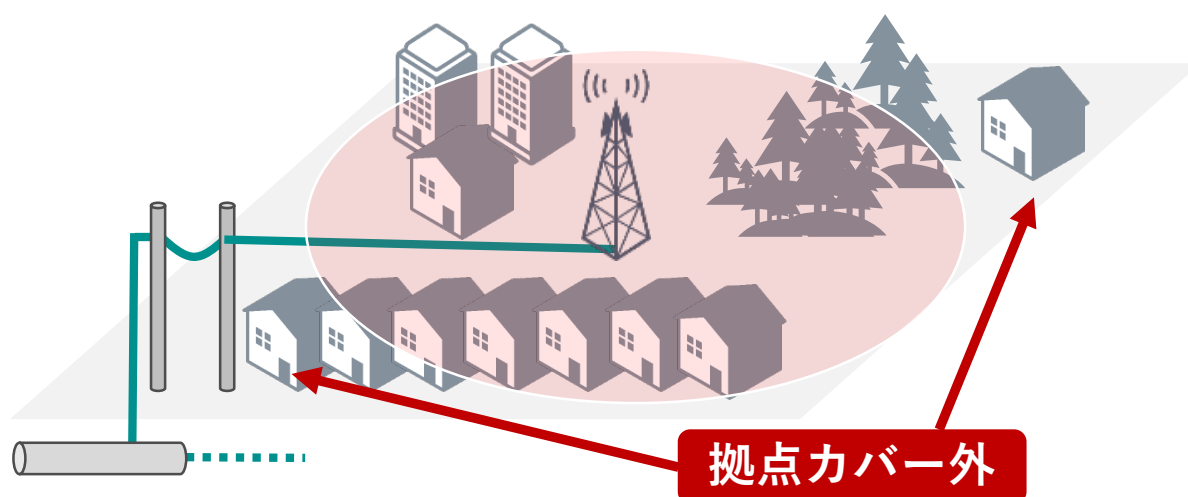
## 固定通信サービス

固定拠点のカバー数の最大化



## モバイルサービス

戸外も含む利便性の最大化



無線の技術特性・品質面等から、  
モバイルをユニバーサルサービスとすることはコストや実現性において課題あり

## NTTの主張について、主に以下の点について疑義あり

### 規制の考え方 (主な点)

規制が必要な点への考慮に欠け、不要な部分の規制を求めている

- ✓ 主としてあまねく責務の廃止を主張する一方、  
インフラ保護規定の提案がなく、線路敷設基盤等の保護がされない
- ✓ 特殊会社ではない民間事業者（既にエリア整備・維持に関する規律あり）への  
あまねく提供責務・退出規制は過剰で不適切
- ✓ ユニバーサルサービスとしての保障範囲をモビリティまで拡大することは過剰
- ✓ ユニバーサルサービス制度の趣旨に鑑みて  
「電波品質が良好であれば」という前提でモバイルの指定化を論じることは不適切

### 試算の考え方 (主な点)

試算の前提・考え方について以下のような疑問・懸念あり※

(※詳細は参考資料を参照)

- ✓ メタルから光への移行を2035年までにどのように行う前提か不明
- ✓ 整備費は無線の技術特性等を十分考慮していないこと並びに他の補助事業等で賄われるとの前提等により、試算結果における支出額が過少になっているものと思われる
- ✓ 固定電話のニーズや光整備率等を考慮した場合、ユーザ数「500万回線」という試算前提は疑問



## まとめ（ユニバーサルサービス制度見直しのポイント）

# ユニバーサルサービス制度見直しのポイント

## ①競争の促進による利便性確保を最優先とし、規制は必要最小限とする

- ✓ 利用者の利便性確保は競争での解決を最優先し、規制は競争を補完するものとして必要最小限とする
- ✓ 固定電話・固定ブロードバンドは、制度による利便性確保を図る
- ✓ モバイルは、競争促進・既存規制（電波法等）による利便性確保を図る（基礎的電気通信役務には含めない）

## ②見直しはNTTのメタル縮退を踏まえつつ、既存制度との整合性・継続性を考慮する

- ✓ 電電公社から承継した「特別な資産」を有するNTTは、引き続き特殊会社として公的な役割・必要な責務を担う
- ✓ 固定電話は、NTTのあまねく責務を当面維持しつつ、光IP電話（固定ブロードバンドの付加サービスとしてのものを含む）を基礎的電気通信役務に追加するほか、無線活用エリアの拡大を可能とし、メタルへの依存度を下げる
- ✓ 固定ブロードバンドは、引き続き交付金交付に向けた制度・運用詳細の検討を進めるとともに、新たにNTTに最終保障提供責務を追加する
- ✓ モバイル含むあらゆるサービスの安定提供・利便性確保のため、新たに特別な資産等（線路敷設基盤及び光ファイバ網）の全国的な維持の責務を追加するとともに、これらインフラを譲渡・担保等制限の対象とする

## ③提供の効率性を追求しつつも、利用者の利便性確保のための措置を第一とする

- ✓ メタルから光ファイバへの移行を丁寧に行うべく、NTTにメタル縮退計画の詳細開示を求めた上で制度見直しを図る
- ✓ 固定電話・固定ブロードバンドともに、効率的な提供のため無線を活用する場合はその技術特性・品質面等を十分考慮した制度設計とし、利用者の利便性が損なわれないようにする
- ✓ 最終保障提供責務による役務提供について、既存サービス終了後の空白期間を極力発生させないような運用構築を図る

## 参考資料

## NTT東西が提供する光回線電話は、**メタル/光の二重投資回避・光整備促進の観点で加入電話の代替としてユニバーサルサービスとして認められたもの**

### 2 「光の道」の実現に向けた移行期におけるユニバーサルサービス制度の見直し等

#### （1）光IP電話の扱い

加入電話をユニバーサルサービスとする現行制度のもとでは、FTTHの公設民営地域等において、加入電話と同程度の料金水準の「光IP電話」が提供されている場合においても、当該地域において、NTT東西は引き続き、加入電話の提供を維持することが必要となる。

上記1（2）で述べたように、ブロードバンド世帯利用率が100%に満たない現時点において、直ちに「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスとして扱うことは適当ではないが、早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要となる。

したがって、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためには、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話」又は「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」と変更することにより、NTT東西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当と考えられる。この変更により、具体的には、加入電話と同程度の料金水準の光IP電話の提供地域では、宅地開発の際のメタルの整備の回避、将来的なメタル撤去の準備等が可能となり、光ファイバの整備を促進することが期待される。

■公設民営地域において  
メタル/光の二重投資による不経済性が発生

■直ちに「ブロードバンド」を  
ユニバーサルサービスとすることは適切ではないが  
光ファイバ整備への抑制的影響を回避する必要

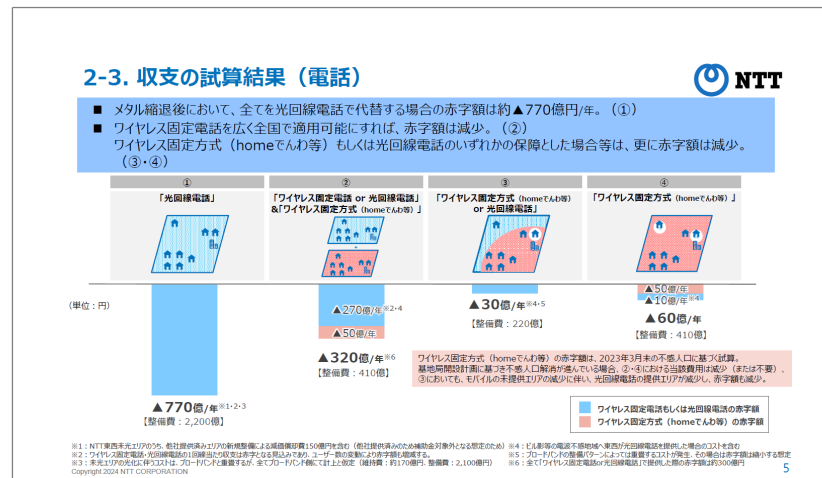
■「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」を  
ユニバーサルサービスに加え  
**メタルと光ファイバの二重投資を回避し  
光ファイバ整備の促進を期待**

# 光回線電話の課題

光回線電話は競争事業者が同水準(1,760円)で提供することは不可能  
提供エリアに法的制限がなく、事実上の光IP電話市場の独占を招くおそれがある

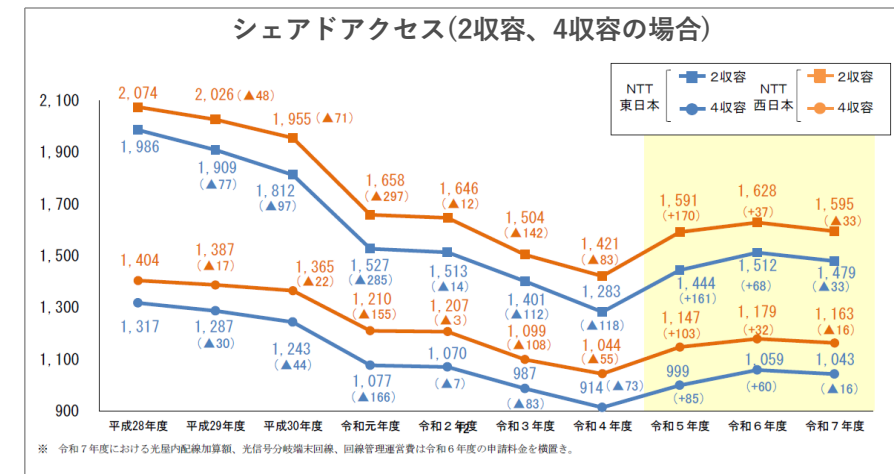
## 光回線電話の収支と光回線接続料について

### NTT東西の光回線電話はそもそも赤字



出展：第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ事業者ヒアリング資料（2024年4月）

競争事業者は収容率が低いため、  
現行接続料では同水準で提供することは困難



出展：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(2024年1月)

ブロードバンドのユニバーサルサービス化に伴い  
光回線電話の制度上の扱いについて検討が必要

# 周波数割当て政策

周波数割当て政策においても  
規制（要件）を課すのみではなく、事業者間の競争の促進により  
ネットワーク整備の促進・高品質なネットワークの実現が行われてきた

## 従来の政策

### これまでの周波数割当て政策

7

割当ての際にエリア整備に関する必須要件と競争項目を設定  
広域なエリアカバレッジを担保しつつ、事業者間の競争を促すことでNW整備を推進

#### 必須要件(例)

- ・ 人口カバー率が〇〇%以上であること
- ・ 基盤展開率が△△%以上であること
- ・ 基地局数が□□局以上であること 等

#### 競争項目 (例)

- ・ 人口カバー率が「より大きい」こと
- ・ 基盤展開率が「より大きい」こと
- ・ エリア外人口の解消率が「より多い」こと 等



広域なエリアと品質を担保

さらなる広域かつ高品質な  
ネットワーク構築に寄与

出典：5Gビジネスデザインワーキンググループ（第3回）当社プレゼン資料（2023年2月9日）

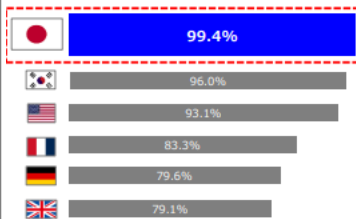
## 従来の政策に基づいたネットワーク整備の結果

### 従来の総合評価方式にもとづくネットワーク整備

8

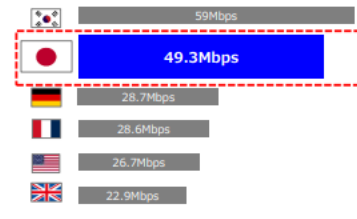
#### 周波数の割当て政策が有効に機能

#### LTE接続率



※ ICT総研「2022年 スマートフォン料金と通信品質の海外比較に関する調査」をもとに当社作成

#### スループット (平均)



※ 競争ルール検証に関するWVG（第7回）資料1 株式会社ICT総研調査資料をもとに当社作成

#### 4G LTE 人口カバー率

- ・ ソフトバンク：99.8%
- ・ NTTドコモ：99.7%
- ・ KDDI：99.9%
- ・ 楽天モバイル：98%

※ 各社公表値より抜粋

#### 世界的にも高品質なネットワークを実現（4G）

出典：5Gビジネスデザインワーキンググループ（第3回）当社プレゼン資料（2023年2月9日）



# NTT試算の固定電話ユーザ数について

通常、設備の維持限界が見えたサービスは利用者の移行促進を図るもの  
現状の減少トレンドの延長で、  
2035年時点で**500万回線**と見積もることが適切であるかは疑問

## NTTの試算前提

固定電話のユーザ数は2024年時点で1,350万回線であるところ、**2035年時点で固定電話のユーザ数は500万**

### 収支試算における考え方（電話）



- メタル縮退後※1（2035年）の収支の試算を以下の4パターンで実施 ※1：固定電話のユーザ数は500万と想定

- ① NTT東西が光回線電話を全国提供した場合
- ② 「ワイヤレス固定電話 or 光回線電話」および「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）」をともに保障する場合
- ③ 「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等） or 光回線電話」いずれかを保障する場合
- ④ 「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）」を保障する場合  
(ビル影等の電波不感地域についてはNTT東西が光回線電話にて提供を行う。)

- 光回線電話：現時点の一部エリアで提供中だが、今後は全国展開することを前提に試算
- ワイヤレス固定電話：現行制度では一部エリアでの提供に限定されるが、要件緩和（全国展開が可能）を前提に試算
- ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）：現状はユニバーサルサービスの対象として認められていないが、新たにユニバーサルサービスの対象となることを前提に試算

\* 整備費については、光回線・ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）共に本交付金制度とは別の補助事業等で賄われる前提（光回線において、NTT東西が未光エリアのうち、他者提供済みエリアの整備費は除く）とし、収支に含めていない。仮に整備費が補助事業等で賄われない場合は、赤字額は拡大。

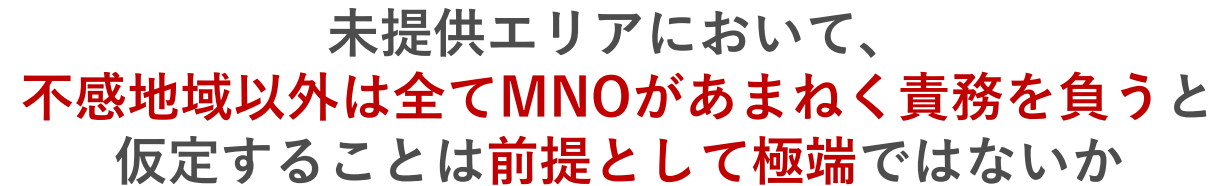
\* 公衆電話については、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト（光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト）をかけて維持していくべき等、今後の議論を要することから、現時点の試算においては対象外としている。

### （参考1）電話 パターン①補足

黒塗りの部分は  
構成員限りの情報

|                  | 現在       | 2035年  |
|------------------|----------|--------|
| NTT東西<br>光提供エリア  |          |        |
| NTT東西<br>光未提供エリア |          |        |
| 固定電話<br>施設数合計    | 1,350万回線 | 500万回線 |

## NTTの試算前提



# NTT試算の整備費に対する補助金について

電話のパターン②～④の整備費は  
ユニバーサルサービス交付金とは別の補助事業により賄われる前提だが  
**全エリア・全額が補填対象とは限らないため支出を過小評価**

## NTTの試算前提

光回線やワイヤレス固定方式（homeでんわ等）は  
**他の補助事業により賄われる前提**

### 収支試算における考え方（電話）



■ メタル縮退後※1（2035年）の収支の試算を以下の4パターンで実施 ※1：固定電話のユーザ数は500万と想定

- ① NTT東西が光回線電話を全国提供した場合
- ② 「ワイヤレス固定電話 or 光回線電話」および「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）」をともに保障する場合
- ③ 「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等） or 光回線電話」いずれかを保障する場合
- ④ 「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）」を保障する場合  
(ビル影等の電波不感地域についてはNTT東西が光回線電話にて提供を行う。)

- 光回線電話：現時点は一部エリアで提供中だが、今後は全国展開することを前提に試算
  - ワイヤレス固定電話：現行制度では一部エリアでの提供に限定されるが、要件緩和（全国展開が可能）を前提に試算
  - ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）：現状はユニバーサルサービスの対象として認められていないが、新たにユニバーサルサービスの対象となることを前提に試算
- \* 整備費については、光回線・ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）共に本交付金制度とは別の補助事業等で賄われる前提（光回線において、NTT東西が未光エリアのうち、他者提供済みエリアの整備費は除く）とし、収支に含めていない。仮に整備費が補助事業等で賄われない場合は、赤字額は拡大。
- \* 公衆電話については、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト（光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト）をかけて維持していくべきか等、今後の議論を要することから、現時点の試算においては対象外としている。

出典：「コスト試算の補足資料」（NTT資料）P2

## 例：高度無線環境整備推進事業

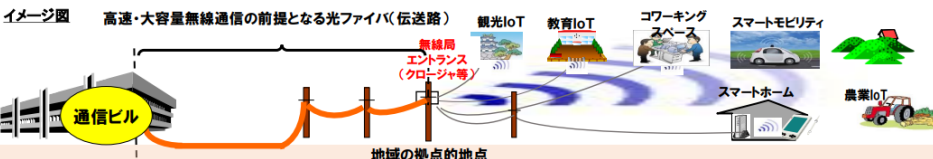
一例として想定される補助事業でも  
**対象地域は限定的かつ全額の補填ではない**

### 高度無線環境整備推進事業

- ・5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- ・また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

事業主体：直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者  
対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）  
補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等  
負担割合：（自治体の場合）国 4/5 自治体 1/5  
（第3セクター・民間事業者の場合）国（※2）（※3） 4/5 3セク・民間 1/5  
令和6年度当初予算額：45.0億円  
令和5年度当初予算額：42.0億円  
令和5年度補正予算額：20.1億円

| 【離島】*                                                  |               | 【その他の条件不利地域】                |               |
|--------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------|---------------|
| 国（※1）<br>4/5                                           | 自治体<br>1/5    | 国（※1）<br>1/2                | 自治体<br>1/2    |
| * 光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和7年度まで）                     |               | （※1）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3 |               |
| 【離島】                                                   |               | 【その他の条件不利地域】                |               |
| 国（※2）（※3）<br>4/5                                       | 3セク・民間<br>1/5 | 国<br>1/3                    | 3セク・民間<br>2/3 |
| （※2）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、2/3<br>（※3）高度化を伴う更新を行う場合、1/2 |               |                             |               |



- \* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、（5G対応等の）高度化を伴う更新を行う場合も補助。令和5年度補正予算においては、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。（いずれの場合も高度化しない更新は対象外）
- \* 地方公共団体が事業主体となる事業において、予算額を上回る事業要望があった際は、当該団体におけるマイナナンバーカード交付率を考慮の上、事業採択を行う場合があります。

出典：「高度無線環境整備推進事業（令和6年度当初予算）概要」